次第

- 1. 電子契約とは何か
- 2. 電子契約のメリットは何か
- 3. 手のひら県庁における電子契約の位置づけ
- 4. 県の導入スケジュール案
- 5. 電子契約業務フロー
- 6. 電子契約システムでの操作説明
- 7. 電子契約された電子契約書類の真正性の確認
- 8. 電子契約システムを利用する上での必要な環境
- 9. 質疑応答

1 電子契約とは

- 電子契約とは、紙による契約書を作成する代わりに電子文書 (PDF) に電子署名やタイムスタンプ (時刻情報) を付与することで真正性 (本人性や 非改ざん性) を担保することが可能な契約方式のことです。
- ・県会計規則では、第149条の規定により<u>契約の相手方を決定したときは契</u> <u>約書の作成が必要</u>(第149条の2の規定により契約書の作成を省略することが出来る場合を除く)。
- 電子契約に付す電子署名の方法には次の2種類がありますが、県では、県 民や事業者など<u>受注者側が利用しやすい立会人型電子署名を電子契約に利</u> 用。

2 電子契約のメリットは何か

〇導入効果(見込み)

- <u>受注者(事業者側)が電子契約により契約した場合、契約事務の省力化、印紙税や送料の削減</u>
- ・発注者(県側)では、契約書製本、押印や送付など契約書に係る作業が約8割削減、これらに要する人件費及び送料も大幅削減。

印紙税の取扱

〇印紙税の取扱

印紙税法第2条は、課税対象となる「文書には、…印紙税を課する。」と規定しています。この「文書」に電子契約が該当するかの問題については、国会答弁及び国税庁への照会への回答において電子文書には印紙税が課税されないとされていることから、電子契約では収入印紙の貼付が不要です。

■衆議院第162回国会質問第9号平成17年3月15日

事務処理の機械化や電子商取引の進展等により、これまで専ら文書により作成されてきたものが電磁的記録により作成されるいわゆるペーパーレス化が進展しつつあるが、文書課税である印紙税においては、電磁的記録により作成されたものについて課税されない。http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/syuisyo/162/touh/t162009.htm

■国税庁ウェブサイト 照会事項への回答

注文請書の現物の交付がなされない以上、たとえ注文請書を電磁的記録に変換した媒体を電子メールで送信したとしても、ファクシミリ通信により送信したものと同様に、<u>課税文書を作成したことにはならないから、印紙税の課税原因は発生しない。</u> https://www.nta.go.jp/about/organization/fukuoka/bunshokaito/inshi_sonota /081024/02.htm

手のひら県庁における電子契約の位置づけについて

- ◆手のひら県庁への挑戦(デジタル総合戦略 令和3年3月(第1期)、令和6年3月(第2期))
- 県庁に訪れることなく、県民の手のひらで全ての行政サービスが完結することを目指す。

手のひら県庁が「3本柱」に





◆手のひら県庁DX推進事業 (令和4年度~)

- 誰一人取り残さない行政のDXを実現するため、スマートフォンなど様々なデバイスに対応し、
- いつでも・どこでも県の行政手続等を行える環境(電子申請システム、施設利用予約システム、電子契約システム)を整備、
- 利用者目線に立った行政サービスの提供と、庁内の業務効率化の推進を図る。

えひめ電子申請システム

○県が行う研修会の申込やアンケートなど簡易な手続から、 法令や条例に基づく厳格な手続から支払いまで(一部 手続きのみ) まで様々な場面で利用できる電子申請 システム

Oオンライン化目標

令和4年度:100手続(全処理件数の4割) 令和5年度:100手続(全処理件数の5割) 令和6年度:100手続(全処理件数の6割)

えひめ施設利用予約システム

- ○県有施設の貸館について、予約から施設利用料の支払ま ~
 - 一連の手続がオンラインで行えるシステム
- ○対象施設:17施設
- 計道館
 - •総合運動公園 ・えひめ森林公園
- ・道後公園グランド ・テクノプラザ愛媛
- ・視聴覚福祉センター
- •歷史文化博物館 美術館 総合科学博物館
- •県民文化会館 ・男女共同参画センター・南レク都市公園(×3)
- ・総合社会福祉会館・えひめこどもの城
- えひめエコハウス

- ・アイテムえひめ
- ・紙産業技術センター ・ファミリーハウスあい

えひめ電子契約システム

〇電子契約

県発注のうち電子契約対象事業について、事業者が希望 する場合に利用する電子契約システム

事業者メリット:収入印紙代が不要(0円)

〇電子诵知

県民及び事業者からの申請に基づき、県が通知を行う場 合に電子署名を付与するシステム

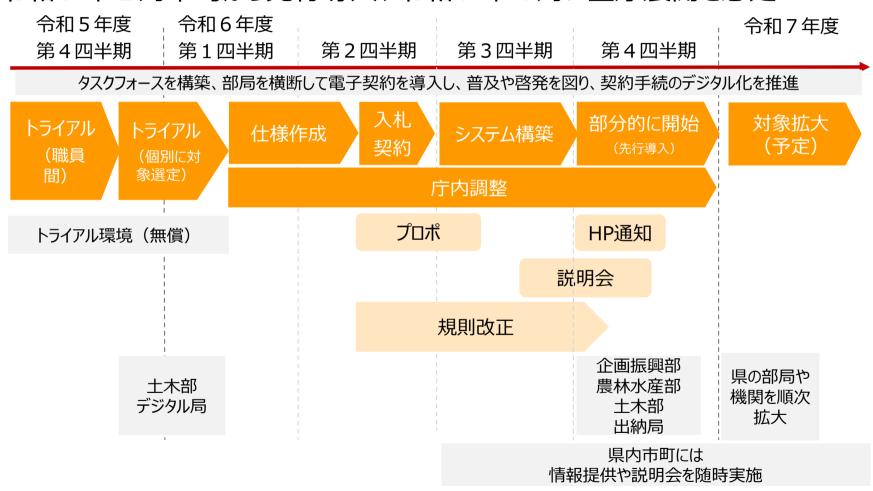
県民及び事業者メリット:通知の保管が電子データで容易

◆スケジュール (電子契約システム)

	令和6年9 月	~令和6年12月	令和7年1月~	令7年4月~
電子契約システムの構築、運用	事業者選定	システム改修、試験	先行導入部門で 運用開始	全庁展開

4 県の導入スケジュール案

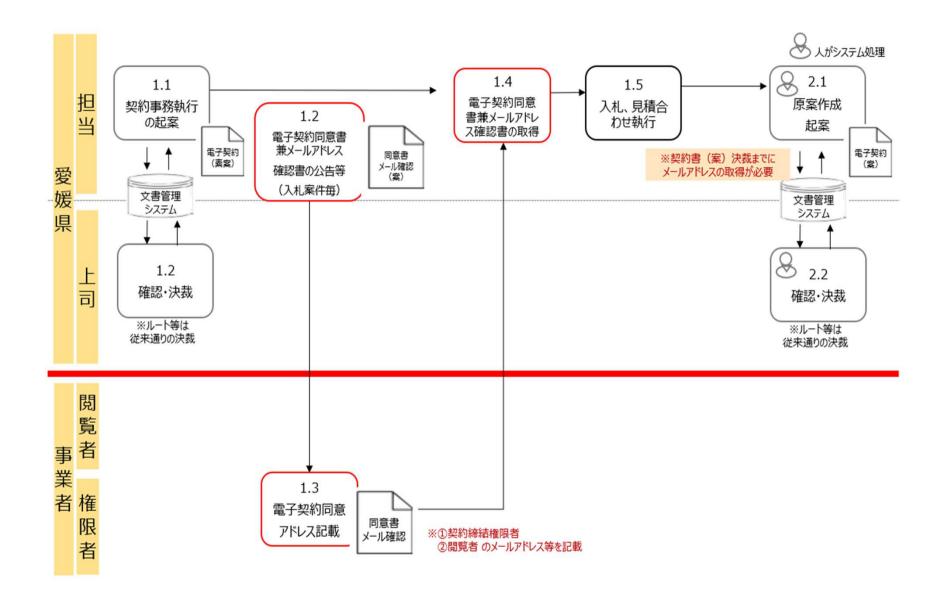
令和7年1月下旬から先行導入、令和7年4月に全庁展開を想定



令和6年度の電子契約先行導入の対象予定

- 令和7年1月下旬以降の契約等が対象。
- 企画振興部、農林水産部、土木部や出納局が先行導入
- 契約としては、公共工事請負契約、公共工事に係る委託契約、売買単価契約、委託契約を予定等
- 令和6年度の具体的な対象の金額や案件は、各部局で 設定
- どの案件が電子契約対象であるかは、入札説明書や見 積合わせなどの資料に明示し、受注者(事業者)側が 可否を選択
- 令和7年度から導入対象の部局や機関の順次拡大に向けて、調整を進めているところ。

5 電子契約業務フローについて



令和 年 月 日

愛媛県契約担当者 様

住 所。 法 人 名。 代表者職氏名。 電話 番号。

電子契約同意書兼メールアドレス確認書。

電子契約サービスを利用して県と電子契約を締結することに同意します。』 契約締結の承認に利用するメールアドレスは、次のとおりです。』

1 案件名(業務名、工事名等)

2

2 契約締結権限者(電子契約システムでの電子署名実施者)。

所属	ä	
役 職	3	å
氏 名	A.	Ŀ
個人メールアドレス	ă.	,

- 3 閲覧者。
- (1) 閲覧者1人目(必須) ※本案件の担当者を念頭に次を記入してください。

_	2 D-4244 14 - 2 41-4 - 4-	
	所 属	4
	役 職	a .
	氏 名	4
	メールアドレス.	4

(2) 閲覧者2人目(任意)_

所 属	a .],
役 職	a .].
氏 名	a .],
メールアドレス.	4].

※この様式は、入札参加申請や見積書を提出する際など決められた期限までに、 県の担当者まで提出してください。。

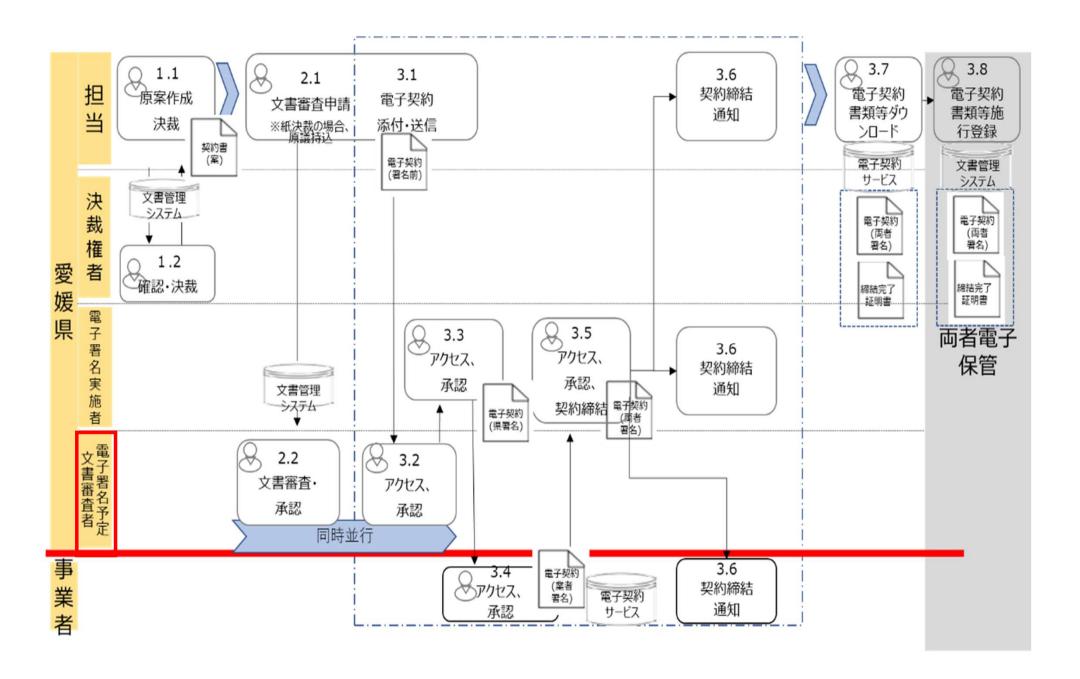
※Word 形式のまま提出してください。』

※メールアドレスは、事業者のドメイン名(co.jpドメイン等)があるものを使用している場合は記入し、無い場合はフリーメールのアドレスを記入してください。 閲覧者は複数人が閲覧可能なメールアドレスの記入も可能です。。

※契約締結権限者及び閲覧者は原則異なる対象者を記入してください。』

※3人目以降の閲覧者が必要な場合は、対象欄を迫記(コピー)して記入してください。」 ※メールアドレス「e-signature-info@ehime.lg.greatsign.com」から電子署名依頼

のメールが届きます。」



電子契約システムの手順の概略 (入札の場合)

- ①県は、契約事務執行の起案・決裁し、入札公告
 - ・入札説明書に電子契約が利用可能な旨を記載
 - ・入札公告資料に様式<u>「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」</u>を含めて 入札公告を実施
- ②<u>事業者側は、</u>電子契約を希望する入札参加者は、入札参加提出資料とともに、 「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を県の原課の入札事務担当者へ 提出
- ③県は、入札参加提出資料と併せて同確認書を確認
- ④県は、入札執行後、電子契約を希望する入札参加者が落札した場合、組織内 で電子契約すること及び電子契約書類の決定(決裁)
- ⑤<u>県の電子契約事務担当者は、電子契約システムにログインして電子契約</u> 書類 (PDF形式)をアップロードし、各種設定を行い、受注者側に送信

- ⑥ 受注者側は、 契約相手方の電子署名実施者は、電子契約締結依頼のメールを 受信後、電子契約システムで電子契約書類を確認し、承認(電子署名)
- ⑦県は、電子契約に係る締結依頼のメールを受信後、電子契約システムで 電子契約書類を確認し、承認(電子署名)
- ⑧<u>受注者側と県の双方が電子契約システムで対象の電子契約書類に電子署名</u> したため、電子契約の締結
- ⑨<u>受注者側と</u>県は、電子契約締結のメールを受信後、電子契約システムで 電子契約書類や電子契約締結完了証明書をダウンロードし、各社の文書管理 ルールをもとにデータ保存・管理

電子契約に係る入札説明書の記載例

- ■契約書の作成
 - (1)契約書は書面によるほか、愛媛県電子契約システムを活用した契約締結(以下「電子契約」という。)が可能である。
 - (2)落札した場合に電子契約を希望する場合は、入札要求事項提出期限 までに電子メール(〇〇〇〇〇@pref.ehime.lg.jp)にて<u>「電子契約</u> 同意書兼メールアドレス確認書」を提出すること。
 - (3)競争入札を執行し契約の相手方が決定したときは、決定した日から 5日以内(土日、祝日は含まない。)に契約書を取り交わすものとする。
 - (4)契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国 通貨に限る。
 - (5)契約者が契約の相手方と契約書に記名して押印(<u>電子契約の場合は、電子</u> <u>署名</u>)しなければ、本契約は確定しないものとする。

6 電子契約システムでの操作説明

・株式会社TREASURYご担当者より説明

事業者側の操作フロー

えひめ電子契約システムについて、 事業者側の契約締結に係る操作は3ステップで完了します。

- ①自治体側から届いた電子署名依頼のメールをクリック。
- ②電子契約書類(PDFファイル)を確認し、電子署名を行います。
- ③自治体側の電子署名が行われると、締結完了。締結済みのデータをダウンロードし、各社で保管します。



株式会社TREASURYより資料提供

7 電子契約された電子契約書類の真正性の確認

・株式会社TREASURYご担当者より説明

8 電子契約システムを利用する上での必要な環境

えひめ電子契約システムのご利用に必要な環境

1. インターネット環境

インターネットのWeb閲覧、メール送受信が可能な環境をご準備ください。

※固定回線でなくても問題はありません。スマートフォン等のモバイルデバイスからでアクセスでも問題ありません。

2. 接続端末について

インターネットに接続可能な端末であれば、端末機種、OS種類、ご利用になるブラウザ、 メーラーの種別は問いません

3. メールアドレスについて

- ・事業者様が特定できるドメインのメールアドレス(推奨)、個人に必ず到達するメールアドレス
- ・メールアドレスは、事業者のドメイン名(co.jpドメイン等)があるものを使用している場合は 同メールアドレスをご記入頂き、無い場合はフリーメールのアドレスを記入してください。 閲覧者は複数人が閲覧可能なメールアドレスの記入も可能です。

9 質疑応答

よくある質問1

1 変更契約について

質問:変更契約書も、電子契約の対象となるのか?

回答:当初契約で電子契約を実施している場合は、変更契約も電子 契約システム及び電子契約の対象となります。変更契約だけ を電子契約することは対象外としています。

2 1つの契約で受注者側の事業者が複数の場合について

質問:1つの契約で、県を除き<u>契約者が複数いる場合(JV等)</u>は電子 契約システムが利用できるか?

回答:電子契約システムでは可能であり、電子契約の対象案件であり、 複数の契約者全員が希望する場合は、電子契約が可能です。

よくある質問2

3 受注者側の電子契約システムの利用について

質問:受注者側が導入している電子契約システムを利用して、電子契約 を締結するができるか?

回答:受注者側が導入している電子契約システムを利用する場合のほか、 愛媛県が導入している電子契約システムと同じものを事業者側が 利用している場合であっても、現在は出来ません。

4 「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」の契約締結権限者について

質問:契約締結権限者とは、どのようなことを行うか?

回答:電子契約システム上で、県側と行う契約に問題がないかを確認し、 電子署名(確定処理)を行い、契約を締結することとなります。 このため、権限が無いのに契約締結するなど無権代理とならないよう に、事業者側で適切にご設定をお願いします。